

農業農村整備事業における BIM/CIM 活用業務試行要領

第1 趣旨

本要領は、農業農村整備事業の業務において BIM/CIM の活用を試行するために必要な事項を定めるものである。

第2 対象範囲

1 対象業務

BIM/CIM の活用は、愛知県農林基盤局「調査・測量・設計業務共通仕様書（農地関係）」に基づき実施する以下の業務を対象とすることができる。

- (1) 地質・土質調査業務
- (2) 測量業務
- (3) 設計業務
- (4) 計画策定業務

2 業務内容

フロントローディング（初期の工程において負荷をかけて事前に集中的に検討し、後工程で生じそうな仕様変更や手戻りを未然に防ぎ、品質向上や工期の短縮化を図ること）を念頭に置いた、以下の業務内容を対象とする。（属性情報を持たない3次元モデルを成果品とする業務は対象外）

- (1) 既存の地質・土質調査の結果や3次元測量（3次元点群データの取得）の結果を基にした、地質・土質モデルや地形モデルの作成
- (2) 線形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデルの作成
- (3) 既存の BIM/CIM モデルの更新
- (4) 当該業務で作成・更新した BIM/CIM モデルを活用した検討、関係者協議、地元説明、概算工事費の算出等（別の契約業務で作成・更新した BIM/CIM モデルを活用した検討等は対象外）

(参考文献)

農林水産省策定「国営土地改良事業等における BIM/CIM 活用ガイドライン（案）第1編共通編」
以下「NN ガイドライン」

第3 実施方法

BIM/CIM 活用業務の実施にあたっては、既存の BIM/CIM モデル等の成果品の有無を確認するとともに、以下の項目を行う。

なお、本要領に定めのない事項については、農林水産省が策定する「国営土地改良事業等における BIM/CIM 活用ガイドライン（案）」により実施するものとする。

1 事前協議

受発注者は、業務の着手前に BIM/CIM の活用に関する事前協議を行い、次の（１）～（５）について決定する。

- （１）BIM/CIM モデルの活用目的
- （２）BIM/CIM モデル作成範囲と詳細度（目安）
- （３）BIM/CIM モデル構築環境
- （４）使用データ
- （５）ファイル形式、納品形式

2 実施計画書の作成

受注者は、事前協議の内容に基づき次の（１）～（８）について記載した実施計画書を作成し、発注者に提出する。併せて、事前協議の内容に基づき「BIM/CIM モデル作成事前協議・引継書シート」を作成し提出する。

内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

- （１）検討体制
- （２）工程表（BIM/CIM モデルの段階確認を行う時期を含む）
- （３）BIM/CIM を活用した検討等の実施項目
- （４）BIM/CIM モデル作成・更新の対象範囲及びデータファイル（地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等）
- （５）BIM/CIM モデルの種類（サーフェス、ソリッド等）
- （６）BIM/CIM モデルの詳細度
- （７）付与する属性情報及び参照資料（属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等）
- （８）BIM/CIM モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

NN ガイドライン

3.2 事前協議の実施

NN ガイドライン

3.3 実施計画書又は施工計画書の作成・提出

3 実施報告書の作成

受注者は、次の（１）～（３）について記載した実施報告書を作成し、BIM/CIM モデルとともに納品する。

- （１）BIM/CIM モデルを活用した検討の実施概要
- （２）創意工夫内容
- （３）その他改善提案

第4 発注方法

BIM/CIM 活用業務の発注方法については以下のとおりとし、特別仕様書等に本要領に基づく BIM/CIM 活用業務であることを明示するものとする。

1 発注者指定型

発注者の指定により BIM/CIM モデルを活用する方式で、発注者は BIM/CIM モデルの活用目的を明確にするとともに、作成するモデルと作成範囲、詳細度、属性情報等を特別仕様書に明示する。

なお、発注者が指定した項目以外における活用についても、受発注者間の協議が整った場合は実施することができる。

2 受注者希望型

契約後において、受注者からの提案により BIM/CIM モデルを活用する方式で、受発注者間の協議が整った場合に実施することができる。

第5 積算方法

BIM/CIM 活用業務の積算は、農林水産省「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に定める設計業務の価格積算基準を適用する。BIM/CIM モデルを作成するために行う地質・土質調査は地質・土質調査業務の価格積算基準を適用し、3次元測量は測量業務の価格積算基準を適用する。

BIM/CIM 活用業務に要する費用の積算は、当面の間見積によるものとし、発注方法により以下のとおり実施する。

なお、見積の徴取にあたっては、BIM/CIM の活用目的を明確にするとともに、作成するモデルと作成範囲、詳細度、属性情報等の内容を明示するものとする。

NN ガイドライン

4.1 4.2 BIM/CIM 実施
報告書

NN ガイドライン

3.4 業務又は工事費の
積算

農林水産省農村振興局設
計業務歩掛見積要領

1 発注者指定型

原則5者以上の会社から見積を徴取して積算する。ただし、実施項目に変更等が生じた場合は設計変更の対象とし、受注者から見積を徴取して積算する。

2 受注者希望型

受発注者間の協議により実施項目を決定の上、設計変更の対象とし、受注者から見積を徴取して積算する。

第6 評価方法

BIM/CIMの活用を推進するための措置として、BIM/CIM活用業務を実施した場合は、発注方法に関わらず委託業務成績評定で下記のとおり評価するものとする。

(評価方法)

専任監督員は「専門技術力：提案力、改善力：業務遂行段階における提案」、評価細目「業務遂行段階で新たな視点からの提案がなされた」「関連する多面的な視点から検討された、あるいは高度な技術レベルに基づき提案がなされた。」の両方を評価する。

第7 その他

BIM/CIM活用業務の効果検証を行うため、発注者がアンケートや資料提供等を依頼したときは、受注者は協力するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

NNガイドライン
3.5 成績評定

農林水産関係工事等成績
評定要領 別紙 4-1-1、
別紙 4-2-1、別紙 4-3-1